



Save The Earth

地球の温暖化について

二酸化炭素(CO₂)、通称炭酸ガスは昔から人間の生活に一番関わりの深い気体です。ビール、シヤンパンはじめサイダー、コーラなど炭酸飲料水にはすべて多量の二酸化炭素を溶かしてあります。マイナス78.5℃以下にして凝固させたものがドライアイスで、冷凍剤として利用されています。無味無臭の気体ですが、水に溶けた二酸化炭素は口内をピリツと刺激し、さっぱりした感じを与えるので、特に夏の清涼飲料水には欠かせないものです。

ところが最近、二酸化炭素は悪役として話題にのぼることが多くなりました。大気中の二酸化炭素が地球の温暖化に影響しているということからでしょう。大気の成分の99%以上は窒素と酸素で占めていて、二酸化炭素は僅か0.03%しか入っていないのですが、地球表面の温度を現在の温度に保つのに重要な役割を果たしていることは以前にも書きました。

人類が火を使い、二酸化炭素を空中に放出し始めてから相当長い期間が経ちますが、これは大部分が現在の植物を燃やしてきたわけですから何も問題ありません。植物が生長する時に、光合成で自身が蓄えた炭素の化合物を酸化してまた大気中に戻すのだから、大気中の二酸化炭素の量には影響ないということになります。

問題は18世紀後半からの産業革命

以来、化石燃料を多量に燃焼し続けて、二酸化炭素が大気中にだんだん蓄積されているということです。炭酸飲料でもわかるように二酸化炭素は非常に水に溶けやすい気体です。温度を下げ圧力をかければ、多量の二酸化炭素が水に溶けます。1気圧のもとでも0℃の海水1リットル中に1.4リットルも溶けます。現在海洋1リットル中に溶けている二酸化炭素の量は0.05リットル程度なので、飽和状態からするとまだまだ残り90数パーセント以上は溶ける余地があります。人間活動によって放出される二酸化炭素はすぐに海に溶けてしまっただろう、気候に及ぼす影響がもしたたとしても非常に小さく、一時的なものに過ぎないだろうと楽観視されていました。

ところが1957年キーリング(※1)が南極点で観測をはじめ、スクリップス海洋研究所(ロサンゼルス)のロジャール・レベルとハズ・スースの計算によって当時信じられていた値よりも二酸化炭素の濃度が遙かに高くなることがわかりました。二酸化炭素の大部分が海洋に溶け込むのに10年程度かかるということがわかったのです。

もともと地球も外の他の惑星と同じように酸素はなくて全体が二酸化炭素におおわれていたのですが、この膨大な量の二酸化炭素は海水に吸収され、サングやフズリナ(※2)・貝類などをつく

り、大規模な石灰岩(CaCO₃)の層となり大陸の一部を形成しているのです。しかしそれまでには何億年もの時間を要しているということを考えに入れなければなりません。

※1

チャールズ・デビット・キーリング。カリフォルニア工科大学教授。1950年代から半世紀以上、大気中の二酸化炭素を測定してきた。

※2

紡錘虫ともいう。石炭期、二畳期(3億6千万〜2億4800万年前)に急激に大繁殖した有孔虫の一種。石灰質の殻を作る。

高額療養費とは？

医療費が高額になったとき

国保に加入している人が医療機関にかかるとき、かかった医療費の1～3割を医療機関窓口で自己負担します。この窓口で支払った自己負担額が高額になったとき、申請して認められると定められた限度額を超えた分が、「高額療養費」として後から支給されます。

※高額療養費は、1ヶ月(月の初日から末日まで)間の受診にかかるものとして、医療機関の窓口で支払われた一部負担金(食事代や差額ベッド代等の保険がきかない費用を除く。)が、所得や年齢に応じて定められている自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が支給(払い戻し)される制度です。

70歳未満の人の場合

区分

内容

支給基準等

- ① 月毎(月の初日から末日までの受診分を1ヶ月とする)に計算します。
- ② 2つ以上の医療機関にかかった場合は別々に計算します。
(ただし、処方箋を書いた医療機関と調剤した薬局は同一医療機関とみなします。)
- ③ 同じ医療機関でも複数の診療科がある場合は診療科毎に計算し、外来・入院も別々に計算します。
※個人単位で月・医療機関・入院・外来別に自己負担金を計算し、それぞれの一部負担金の額と下表(A)の自己負担限度額を比べて、どれか一つでも自己負担限度額を超えているものがあれば、超えているものについては、高額療養費の支給対象になります。

上記①～③の方法で計算した一部負担金のうち

同じ月の受診にかかるもので、**21,000円**以上の一部負担金を2回以上支払った場合は、単独では自己負担限度額を超えていなくても、**21,000円**以上のものだけを合算した額が、自己負担限度額を超えていれば、高額療養費の支給対象となります。(21,000円以上の世帯員分を合算できます。)

限度額表

| 住民税(所得)区分 | | (A)自己負担限度額 (月の初日から末日までの1ヶ月単位) | 認定証の適用区分欄の表示 | |
|---------------------|---------------------|---|----------------|---|
| | | 3回目までの自己負担限度額 | | |
| 課税世帯 | 上位所得者 ^{※1} | 150,000円 医療費が 500,000円 を超えた場合は、 (医療費－ 500,000円)×1%を加算 | 83,400円 | A |
| | 一般 (上位所得者以外) | 80,100円 医療費が 267,000円 を超えた場合は (医療費－ 267,000円)×1%を加算 | 44,400円 | B |
| 非課税世帯 ^{※2} | | 35,400円 | 24,600円 | C |

※1 上位所得者となるのは、基礎控除後の所得が600万円を超える世帯の人です。(所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。)

※2 住民税が課税されていない世帯の人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、入院時の食事負担が少なくて済みます。

※3 過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給を受けるときは、4回目から限度額が下がります。